

第 4859 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 11月 21日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 申告書に誤りがあった場合

**Q**：法人の確定申告に誤りがあった場合はどうすればいいのですか？

**A**：次のような申告手続きをします。

### 【解説】

法人の確定申告書の内容に誤りのあることが判明したときは、次のような申告手続きをとることになります。

#### (1) 提出期限内の場合

提出期限までであれば、通常どおりの申告手続きを行います。この場合、新しく提出した申告書が確定申告書として取扱われます。

#### (2) 提出期限後の場合

提出期限後の場合は、修正申告又は更正の請求という手続きを行います。

##### ①修正申告

既に提出した確定申告書について、税額に不足額がある場合や欠損金額が過大である場合、還付金額が過大である場合、納付すべき税額を記載しなかった場合においてその納付すべき税額がある場合には、税務署長等による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等又は税額等の修正をする申告書(修正申告書)を提出することができます。

##### ②更正の請求

反対に、確定申告書を提出した会社が、計算誤りなどにより、納付すべき税額が過大となる場合や欠損金額が過少となる場合、還付金額が過少となる場合には、その申告書の申告期限から5年以内に限って、税務署長等に対し、更正の請求をして税額等を減少させることができます。

